

諏訪市建築工事共通仕様書

令和5年4月1日

本仕様書の取扱い

諏訪市建築工事共通仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書令和4年度版」（以下「標仕」という。）に定めている事項に追加、補足するものであり、本市が所管する建築工事・電気設備工事・機械設備工事に適用し、「工事請負契約約款」に定める仕様書の一部を構成する。

ただし、改修工事については「標仕」を公共建築改修工事標準仕様書に、木造・木質化工事については「標仕」を公共建築木造工事標準仕様書に、解体工事については「標仕」を建築物解体工事共通仕様書に、公共住宅建設工事については「標仕」を公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書」に適宜読み替えるものとする。

第1章 一般共通事項

1.1 適用

(1) この共通仕様書は、本市が発注する建築物等の新築、増築、改築及び改修に係る建築工事並びに解体工事に適用する。

(2) この共通仕様書に規定する事項以外は、標仕による。

(3) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行する。

(4) すべての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(ア)から(ケ)の順番のとおりとし、これにより難い場合は標仕1.1.8「疑義に対する協議等」による。

(ア) 質問回答書((イ)から(オ)に対するもの)

(イ) 現場説明書

(ウ) 特記仕様書

(エ) 図面

(オ) 諏訪市建築工事共通仕様書

(カ) 公共建築工事標準仕様書（建築・電気設備・機械設備工事編）

(キ) 公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気設備・機械設備工事編）

(ク) 公共建築木造工事標準仕様書

(ケ) 建築物解体工事共通仕様書

ただし、改修工事の場合は、(キ)を(カ)より優先とし、木造工事の場合は、(ク)を(カ)及び(キ)より優先とする。解体工事の場合は、(ケ)を(カ)、(キ)及び(ク)より優先とする。

1.2 火災保険等

工事請負契約約款の火災保険等は、次によるものとする。ただし、当該保険の対象工事がない場合はこの限りでない。

(ア) 火災保険

(イ) 建設工事保険

(ウ) 土木工事保険

(エ) 組立保険

(オ) 請負者賠償責任保険

(カ) 法定外の労災保険

(キ) その他保険

(1) 保険期間は、工事着手の日から工事目的物引渡しの日までとする。

(2) (ア)から(エ)の保険の目的物は、工事目的物とする。

(3) (ア)から(ウ)の保険の保険金額は、請負代金額とする。

(4) (エ)から(カ)の保険の保険金額は、賠償責任等を履行するために必要な金額とする。

(5) (カ)の補償の対象者は、本工事に従事する者とする。

(6) 被保険者は、原則として受注者とする。

(7) 保険証券等の提出保険の契約を締結したときは、直ちにその証券又はこれに代わるものを監督員に提

出する。

1.3 工事実績データの登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリス)に基づき、受注・変更(工期、技術者(現場代理人・主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐))に変更が生じた場合・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録の手続きを行い、「登録内容確認書」を監督員に提示する。

なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、「登録内容確認書」の提示は省略する。

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (ア) 工事受注時 | 契約締結後、土・日曜日、祝日等を除き10日以内 |
| (イ) 登録内容の変更時 | 登録内容の変更があった日から土、日曜日、祝日等を除き10日以内 |
| (ウ) 工事完成時 | 工事完成後、土・日曜日、祝日等を除き10日以内 |
| (エ) 訂正時 | 適宜 |

1.4 施工体制台帳、下請人等一覧表等の提出

- (1) 受注者は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「適正化法」という。)に基づき、「施工体制台帳」「施工体系図」を作成し、工事現場に備え置くとともに、新たな下請負人の選定にあわせ、完了時まで随時、上記「施工体制台帳」の写し等を監督員に提出する。
- (2) 受注者は、工事完了までに下請負人名、下請負金額等を記入した「下請人等一覧表」を提出する。
- (3) 受注者が契約する下記の業種についても、「施工体制台帳」及び「施工体系図」に記載すること。
 - (ア) 交通整理員、ガードマン
 - (イ) 特別産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者
 - (ウ) タンク運転手
 - (エ) 1日で完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみの単価契約の請負契約
 - (オ) クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っているもの
 - (カ) クレーン等の業種ホーレターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合
 - (キ) 他の会社から応援車を借上げ、請負契約を締結した場合
(臨時雇用関係である場合を除く)
- (4) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。
- (5) 工事受注者が作成する施工体制台帳の記載事項及び下請負人が工事受注者に工事受注者に通知すべき事項(再下請通知書)に、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に基づく保険加入状況を記載しなければならない。また、工事受注者は、下請負人の保険加入状況を確認し、未加入の者に対しては加入の促進を行うこと。

1.5 工事現場等における施工体制の点検

4,000万円以上の工事(建築一式工事の場合は8,000万円以上の工事)の受注者は、本市が行う「適正化法」に基づく工事現場における施工体制の点検を受けなければならない。

- (1) 点検内容は、次のとおりとする。
 - (ア) 専任の監理技術者の確認
 - (イ) 監理技術者資格証の点検
 - (ウ) 配置技術者と契約後の通知に基づく監理技術者又は主任技術者の同一性の点検
 - (エ) 現場の常駐状況の点検(工事請負契約約款第11条)

- (イ) 施工体制台帳の点検（下請契約書共）
 - (カ) 施工体系図の点検（工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示）
 - (キ) 施工体制の把握（一括下請負の有無ほか）
 - (ク) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検
 - ①建設業許可を示す標識(下請負業者を含め、公衆の見やすい場所に掲示)
 - ②建設業退職金共済制度に関する掲示
 - ③労災保険に関する掲示
 - (ケ) コリズ[®]登録の点検等
 - (コ) 再下請通知書を元受注者に提出すべき旨の掲示及び通知（工事関係者が見やすい場所に掲示）
- (2) 受注者は、工事着手前等において、監理技術者など配置予定技術者（入札前に財政課から提出を求められた工事）に変更が生じた場合は、すみやかに配置技術者（変更）届出の手続きを行う。
- (3) 監理技術者は、監督員等から監理技術者資格者証の提示を求められた場合はすみやかに提示する。

1.6 再生資源利用等実施書の提出

再生資源（対象再生資源：土砂・碎石・加熱アスファルト混合物）の利用または建設副産物（対象建設副産物：建設発生土・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材）が発生する場合、受注者は以下の書類を提出する。提出様式は、原則として COBRIS(建設副産物情報交換システム)を利用し作成する。これにより難しい場合は、監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式(EXCEL)」によることも可能とする。

- (1) 施工計画時(施工計画書に添付) (計画書作成後に出力したもの)
「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」
- (2) 工事完成時(竣工書類に添付) (実施書作成後に出力したもの)
「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」

1.7 受電後の維持管理

受注者は、自家用電気工作物の受電開始から引渡しの日までの間、電気主任技術者の管理のもとに、受注者の責任と負担において当該電気工作物の維持管理を行う。

1.8 電気料金等の負担

特記がない場合、本設電気受電後から工事目的物引渡しまでの電気料金については、請負業者の負担とする。水道料金（下水道料金共）、ガス料金もこれと同様とする。

1.9 建設業退職金共済制度の履行確保

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を添付する。
- (2) 1 件あたりの請負代金額が 800 万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者掛金収納書（発注者用）を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後 1 か月以内に監督員に提出する。
- (3) 期限内に前項の購入状況報告書を提出できない事情がある場合は、建設業退職金共済証紙購入状況報告書の遅延理由申出書を監督員に提出する。
- (4) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対してこの制度を説明するとともに、掛金相当額を下請代金中に算入、その他の方法により、本制度の促進に努める。
- (5) (2)における購入状況報告書を提出した受注者は、監督員が求めた場合、自ら雇用した労働者への共

済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績について、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書を工事完成通知書の提出時に提出する。

- (6) 工事請負契約を締結した場合は、機構支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図る。
- (7) (1)から(6)において、電子申請により掛金を納付する場合の対応は、監督員と協議すること。

1.10 軽微な変更

測量誤差等に起因する軽微な変更又は施工上の収まり具合などから技術的に必要不可欠な変更は、監督員の指示に従って処理等を行い、その費用は受注者の負担とする。

1.11 ワンデーレスポンス

- (1) 「ワンデーレスポンス」とは、所定の工期内に工事を完成させることを目的に、発注者と受注者が意思疎通を図り、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するため、発注者が、受注者からの協議や質への回答を、基本的に「その日のうち」に行うものである。「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議し、回答日を通知する。ただし、協議や質問の内容によっては翌日中（閉庁日は除く）に回答するものとする。
- (2) 受注者は、計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況を把握できる工程管理の方法について、監督員と協議を行うこと。ただし、別途特記仕様書等により工程管理の方法について取決めのあるものは、それに従う。
- (3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を明らかにするとともに、速やかに監督員へ書面にて報告すること。

1.12 工事の一時中止

工事請負契約約款第 20 条に基づく工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合は、「工事の一時中止に係るガイドライン」（平成 29 年 4 月）による。

1.13 石綿含有建材除去工事の事前調査

- (1) 受注者は、すべての解体又は改修の作業前に大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき、事前調査を行う。
- (2) 事前調査は、以下の者が実施する。
 - (ア) 特定建築物石綿含有建材調査者
 - (イ) 一般建築物石綿含有建材調査者
 - (ウ) 令和 5 年 9 月 30 日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者
- (3) 事前調査に使用する設計図書等及び既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、特記による。
- (4) 書面調査と目視調査で石綿含有建材であるか不明な部材がある場合は、監督員に協議すること。
- (5) 事前調査結果は、工事看板と併せて現場に掲示すること。
- (6) 受注者は、事前調査の結果を書面により発注者に報告すること。

報告書の記載内容

 - (ア) アスベスト材料の種別
 - (イ) アスベスト形状、飛散可能性の有無
 - (ウ) 製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督員と協議を行う。

(7) 以下の工事に該当する場合は、調査結果を石綿事前調査結果報告システムに登録し、登録内容を発注者に提出すること。

(ア) 解体工事部分の床面積の合計が 80 m²以上の建築物の解体工事

(イ) 請負金額が 100 万円以上である特定の工作物の解体工事

(ウ) 請負金額が 100 万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事

1. 14 総合施工計画書

工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を、工事着手に先立ち速やかに提出すると共に現場に常備する。品質計画に係る部分は、品質管理用、各種試験用のチェックリストを添付し、監督員の承諾を受ける。(工種別施工計画書に記載する場合は、この限りでない。) 総合施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督員に提出し、確認を得る。品質計画に係る部分の変更を行った場合は、監督員の承諾を受ける。

1. 15 工種別施工計画書

品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた工種別施工計画書を工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受ける。

ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

第2章 工事現場管理

2. 1 地元住民等への配慮

工事の施工に当たっては、監督員と協議のうえ地域住民等に迷惑を及ぼさないよう最大の配慮をしなければならない。

2. 2 統括安全衛生責任者等の選任届出

「労働安全衛生法」第 15 条の規定に基づく統括安全衛生責任者、同法第 15 条の 3 の規定に基づく店社安全衛生管理者、「中規模建設現場における安全衛生管理指針」第 3 の規定に基づく「統括安全衛生責任者に準ずる者」又は「店社安全衛生管理者に準ずる者」の選任届出については、「統括安全衛生責任者等の選任届出書」により監督員に届け出る。なお、本市より統括安全衛生義務者の指名を受けた場合は、労働安全衛生法第 30 条第 1 項に規定されている措置を講ずる。

2. 3 施工中の安全確保及び環境保全

(1) 仮設道路及び現場周辺の搬入道路は、監督員及び道路管理者の指示に従い、常に良好な維持管理(道路の高低・縦横勾配の保持・道路付帯の排水施設の清掃・しゅんせつ等の実施をいう。)及び復旧を行う。

(2) 公共の歩行者空間を工事によって一時的に変更する場合は、バリアフリーに配慮し、歩行者通路対策等を講じるものとし、受注者は、工事着手前等に仮設通路の設置方法等について監督員と協議する。

(3) 仮排水路は、良好な維持管理を行い、敷地内外に害を与えないよう留意する。

(4) 工事現場を連続して 4 日間以上休業する場合は、休止する 3 日前までに「現場休業届」及び「緊急連絡体制表」を監督員に提出する。また、休業中の防火、防犯、災害対策を行うとともに、公衆の見やすい場所に緊急連絡先(名称、電話番号、氏名)を掲示する。

(5) 工事施工中に事故が発生した場合は、必要な応急処置を施すと同時に、その措置及び状況等をただち

に監督員に報告して指示を受けなければならない。

- (6) ピット内作業を行う場合は、「労働安全衛生法」第14条の規定に基づく酸素欠乏危険作業主任者を選定し、作業開始前に酸素濃度を測定し、安全（酸素濃度18%以上）を確認したうえで、特別教育を受講した者が施工を行う。また、作業中は送風機により換気を十分行う。その他については酸素欠乏症等防止規則に基づく措置を行う。
- (7) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (8) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

2.4 測量杭及び境界杭

- (1) 既存境界杭は、敷地の内外を問わず監督員の指示がない限り移設・除去又は埋設してはならない。
- (2) 工事中に破損損失のおそれのある境界杭及び特に監督員が指示する境界杭については、1か所につき原則として4個以上の引照点を設け、これらを良好に維持管理する。

2.5 埋設物の処理

- (1) 敷地内は工事着手前に埋設物等を現地及び図面などで確認のうえ、その状況を監督員に報告する。なお、埋設物は監督員の指示により工事に支障を生じないように保護等の措置をする。
- (2) 外構工事や舗装替え工事等により、既設の地中埋設指標を一時撤去する場合は、その位置の詳細を記録し、工事完了までに復旧する。

2.6 標示板の設置等

- (1) 工事現場には、公衆が見やすい場所に下記事項を記載した標示板（約900mm×1,800mm）を設置する。

(ア) 工事名	(イ) 工事場所	(ウ) 発注局
(エ) 工事担当課	(オ) 受注者住所・氏名・連絡先	(カ) 工事期間
- (2) その他法令等の必要に応じて次の標識等を見やすい場所に掲示する。

(ア) 建設業の許可票(下請負業者を含む)	(イ) 労災保険関係成立票
(ウ) 施工体系図	(エ) 道路占用許可証
(オ) 道路使用許可証	(カ) 建築基準法による確認済
(キ) 建設業退職金共済制度に関する掲示	
(ク) 大気汚染防止法第18条の17第1項で定める調査の結果	
(ケ) その他	

2.7 建設副産物の処理等

- (1) 建設副産物（建設発生土等及び建設廃棄物）の処理に当たっては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、再資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令、条例その他の諸規定により、再利用、再生利用、適正処理に努めるとともに、その処理等の内容については、あらかじめ監督員に報告する。

- (2) 請負金額が 100 万円以上の工事（建設資材の利用、建設副産物の発生がない工事を含む）については、工事着手前に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び工事登録証明書を作成し、施工計画書に含めて 1 部提出する。なお、複数の工種にわたって建設資材の利用、建設副産物が発生する場合は、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した工事については、工事完成時に、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書及び工事登録証明書を作成し、書面にて監督員に 1 部提出する。
- (4) 建設リサイクル法第 9 条に規定する対象建設工事に該当する場合の対応は、以下による。
- (ア) 工事請負契約の締結の前に建設リサイクル法第 12 条に定める「説明書」により分別解体等の内容について発注者に説明する。
 - (イ) 工事請負契約時に契約書の一部として「建設リサイクル法第 13 条に基づく書面」を発注者に提出する。
 - (ウ) 再資源化が完了した時は、速やかに建設リサイクル法第 18 条に基づく「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。
- (5) 建設副産物の処理については、次のとおりとする。

(ア) 建設発生土等

建設発生土等の抑制や再利用の推進に努める。建設発生土を処理する場合は、下記による。

処理方法	搬出先(処理地)	所在地
敷地内敷均し	—	—
片道運搬距離	土質	処分量
—	第3b種	設計図書による

(イ) 特定建設資材

再資源化を原則とする。

- (6) 産業廃棄物の処理にあたり産業廃棄物の処理計画を監督員に提出する。なお、産業廃棄物の処理にあたり、搬出事業者は処分業者と産業廃棄物処理委託契約を締結し、契約書の写しを処理計画に添付する。
- (7) 産業廃棄物を処理した後に「産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト」A票にB2票、D、E票等の写しを監督員に提示し、確認を受けるとともにD票、E票の写しを監督員に提出する。ただし、電子による場合は、電子マニフェストシステムより印刷される、「受渡確認票」をもって、上記「産業廃棄物管理票建設系廃棄物マニフェスト」の各票にかえることが出来る。
- (8) 廃石綿物の特別管理産業廃棄物を排出する場合や、建設副産物の処理に関して不明な点等がある場合は、監督員と協議する。

2.8 環境への配慮

- (1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2) 夜間、早朝等の稼働を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートを選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
- (3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。

	<p>(4) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。</p>
<p>2.9 舗装切断時に発生する排水の処理</p>	<p>(1) アスファルト舗装版切断時に発生する排水は、産業廃棄物の汚泥（アスファルト舗装切断時に発生したもの。以下「当該汚泥」という。）として扱うこととする。</p> <p>(2) 受注者は、アスファルト舗装切断作業を行いながら当該汚泥を吸引のうえ、タワ等に貯留し、作業後速やかに、当該汚泥を処理施設へ運搬し処分する。</p> <p>(3) 受注者は、当該汚泥を処理する業者を、当該汚泥の中間処分業の許可を得ており産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて管理できるものから選定する。</p> <p>(4) 当該汚泥の運搬は、元請負業者が行うこととする。ただし、やむを得ない理由があると発注者が認めた場合は、当該汚泥の運搬を、当該汚泥の運搬許可を得ている業者に委託することができる。</p> <p>(5) 受注者は、施工計画書にアスファルト舗装版切断時に発生する当該汚泥の収集・運搬・処理に関する計画書、受注者と処分業者の許可証の写しを添付すること。また、受注者は、当該汚泥の運搬を、当該汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、受注者と運搬業者との契約書の写し及び運搬業者の許可証の写しを添付すること。</p> <p>(6) 受注者は、工事完了後、速やかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）のD票及びE票の写しを監督員に提出すること。</p>
<p>2.10 過積載の禁止</p>	<p>(1) 工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。</p> <p>(ア) 積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。</p> <p>(イ) 過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。</p> <p>(ウ) 過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(エ) 資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車輛及び不表示車等を使用しないこと。また、同車輛からの資機材等の引き渡しを受けないこと。</p> <p>(オ) 下請事業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車輛を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。</p> <p>(カ) 飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。</p> <p>(キ) 土砂等の運搬に関する事業者の選定は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。</p> <p>(2) 以上の点について、下請事業者についてもこれに準じ徹底すること。</p>
	<p>第3章 材料</p>
<p>3.1 材料等の承諾</p>	<p>(1) 使用する材料が、規格等（「標仕」で規定している規格〔日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）等〕、（一社）公共建築協会編集・発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿」に登載されている材料、公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書別冊部</p>

品及び機器の品質・性能基準」を満たす機材（一般財団法人ベクターリングのBL認定品等）などで品質・性能保証されている場合は、その規格等の種類・番号を「工事中材料等承諾願」に記載し、規格等が確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出する。それ以外の材料については、設計仕様に適合することが確認できる資料を監督員に提出する。

- (2) 工事に使用する材料はアスベストを含有しないものとする。また、監督員の指示により、材料の成分についてアスベストを含有しないことを証する書面を提出する。

3.2 材料試験等

「標仕」の鉄筋の材料試験(5.2.3)、ガス圧接試験(5.4.10)、コンクリートの強度試験の総則(6.9.3)は、原則として公的試験機関、JNLA（産業標準化法試験事業者登録制度による登録試験事業者、JAB（(公財)日本適合性認定協会）による認定試験所で行うものとし、これら以外で検査を行う場合は、監督員の承諾を受ける。

3.3 材料の保管

搬入された材料は、性能を低下させないように十分留意し、整理して保管する。

3.4 製材等及び再生木質ボードの合法性の確認について

製材等（製材、集成材、合板、単板）又は再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板又は木質系セメント板）については、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」（以下、「ガイドライン」という。）に準拠した証明書（ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が、4月1日より前に契約を締結していることを記載した証明書でもよいこととされている。）を監督員に提出すること。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

3.5 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について

- (1) セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。
- (2) セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。
- (3) 六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下、「実施要領（案）」という。）により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。

3.6 レディミクストコンクリート製造工場の選定について

受注者は、I類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コンクリート主任技士等）が置かれ、良好な品質管理が行われている工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定する。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

3.7 資材の市内産優先使用

- (1) 受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するように努めること。

- (2) 受注者は、工事中資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。
- (3) 受注者は、下請契約を締結する際は、極力市内業者とすること。

第4章 施工

4.1 施工の立会及び工程検査

- (1) 施工後、検査が不可能または困難な工事、もしくは材料の調合を要するものについては、工程ごとに監督員の検査を受ける。
- (2) 同一工程を繰り返し行うものについては、工程ごとに監督員の検査を受ける。また、完了後も監督員の指示する検査を受ける。
- (3) 各種装置・機械・配管等の設置完了後、監督員の立ち会いのもとに、それぞれ絶縁抵抗試験・機能検査・通水試験・試運転調整を行う。
- (4) 施工途中において、発注機関の長の指定する職員等による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

第5章 工事検査及び中間技術検査

5.1 工事検査

工事検査は、完成検査及び出来形部分検査とし、工事請負契約約款に基づく受注者の届け出を受け、監督員が現場等を自主検査して支障無いと認めた場合、発注者が任命する検査員が実施する。なお、検査に必要な資機材及び労務等は受注者が提供する。

5.2 中間技術検査

中間技術検査は、工事検査を補完し、発注者が任命する検査員が実施する。なお、検査に必要な資機材及び労務等は受注者が提供する。

中間技術検査は、次の各号に該当する場合に実施する。

- (1) 中間技術検査を実施する段階及び回数が特記された場合
- (2) 施工途中における品質確認のため、監督員が特に必要と認めて指示した場合
- (3) 施工途中における事故等により、監督員が特に必要と認めて指示した場合
- (4) 低入札工事の場合

第6章 完成図等

6.1 引渡物品等

受注者は、工事目的物引渡しの時、下記の物品を本市に引渡す。(作成部数及び内容に変更があるものについては、監督員が別途指示する。) なお、備品等は規格・形状及び数量を記載した一覧表を添付する。

(1) 完成図

新築及び増築の場合は「標仕」(1.7.1)及び(1.7.2)、改修の場合は「改修標仕」(1.9.1)及び(1.9.2)による。

(2) 保全に関する資料

新築及び増築の場合は「標仕」(1.7.3)、改修の場合は「改修標仕」(1.9.3)による。併せて、主要な材料及び機器のメーカーリストを作成することとし、製造者名、形式、型番、連絡先などを記載すること。

(3) 完成写真

営繕工事写真撮影要領を参考に、完成写真を納品する。

(4) 電子媒体

工事関連書類は、営繕工事電子納品要領を参考に、監督員と協議の上、電子納品に努める。

(5) 保証書(原本)

第7章 その他

7.1 契約不適合
責任

契約不適合責任期間は、契約書約款第57条による。

7.2 事後調査

契約不適合責任期間の終了前に契約約款に定める契約不適合の確認に協力するものとする。

7.3 履行の追完

事後調査の結果契約不適合が認められる場合は、本市の請求に従い、すみやかに履行の追完をし、施設管理者等の確認を受ける。

7.4 創意工夫・
社会性に関する
実施状況の提出
について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目や地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

7.5 設計図 CAD
データについて

本工事の設計図 CAD データを貸与する。貸与した CAD データは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

7.6 施工図等の
取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲する。

7.7 完成写真の
著作権の権利等
について

事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

- (1) 完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた機関の広報に、無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- (2) 以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ工事発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (ア) 完成写真を公表すること。
 - (イ) 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

7.8 被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。